

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 乙 第	号
------	-------	---

氏 名 齋藤 憲司

論 文 題 目

学生相談における連携・協働の実践的統合モデル
—個別カウンセリングとコミュニティ支援を結ぶ「連働」—

論文審査担当者

主 査	名古屋大学大学院 教育発達科学研究科 教授	森田美弥子
	名古屋大学大学院 教育発達科学研究科 教授	窪田 由紀
	名古屋大学発達心理精神科学教育研究センター准教授	鈴木 健一

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

大学コミュニティにおける学生相談活動は、厚生補導 (Student Personnel Service) を基盤とし、その後「心理臨床」の一領域として発展したが、同時に広義の「教育」機能を担うことが期待されている。その中核は学生本人との個別相談にあるが、今日では緊急に危機介入を要する事例の増加、教職員のニーズや親・家族の意識の高まり等に加え、青年期の発達課題の変容等を背景として、関係者へのコンサルテーションや連携・協働の重要性が増している。学生本人の問題解決・改善を支援し、さらには適応・成長を促進するためには、学生の対人関係ネットワークを視野に入れること、あるいは周囲に働きかけていくことが有効である。しかし、これまでの連携・協働に係る諸研究は、1事例のみに基づく考察や専門職間の交流、あるいは特殊な援助システムの中での検討に留まっている傾向があり、また概念化も十分ではない。

そこで本研究では、「連携・協働」に係る事例群を整理し、それらの諸側面を包含する「連働」という新たな概念を提示して、教育コミュニティにおける相談活動のあり方についての実践的な統合モデルを構築することを目的としている。

先ず第1章では、学生相談及び教育臨床における連携・協働研究の現状と課題を概観し、何をどのように実現するか—理念 (モデル) と姿勢 (スタイル) —、誰に働きかけるのか—関係者—、どのような事態で必要となるのか—現代における諸問題—を明示することの必要性について論じている。ここで「連働」という新たな概念について仮説的に i) 「連携・協働」に係る事態や関与の総称として、ii) 直接的な関与に留まらない多様な事態や関与であり、iii) 様々な活動・関わり方の工夫や施策・組織づくりを通じた「連携・協働」的事態や関与を表現する、という定義づけを行っている。

第2章では、連携・協働の基礎となる理念 (モデル) を定置するため、3つの大学 (私立文系大学、国立総合大学、国立理工系大学) における学生相談活動の実際を年間単位で比較検討することにより、3つの視点 (厚生補導モデル・心理臨床モデル・大学教育モデル) を抽出し、総合的な「学生相談モデル」を提示することの必要性を示した (研究1)。

さらに、教育コミュニティにおけるカウンセラーの基本的なスタイルを示すために1日の相談実践について着任数年後とその十数年後を比較検討したところ、カウンセリング・モードを基盤としつつも教育機能、コミュニティ機能にも開かれた柔軟な活動展開へと変化していた (研究2)。

次いで、第3章では、学生を取り巻く重要な関係者がどのように個別相談のプロセスに関与しているかという観点から、順に「教職員」 (研究3)、「親・家族」 (研究4)、「友人・学生」 (研究5) に焦点を当て、ある1年間の全相談事例を点検して関係者の関わり方の形態からカテゴリー分けを試みた。

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

教職員の関わりは、(A) 学生に協力的・援助的に関わっている事例、(B) 学生に対立的に関わっている事例、(C) 教職員本人が自身のことで来談した事例、の3つに大別された。全体として、52.2 %の事例で教職員が援助的に関与しており、教職員が学生の適応や回復に寄与していることが示された。一方でミスマッチやハラスメント的な様相が示されている事例群も計 13.0 %見いだされた。

親・家族の関わりは、(A) 親・家族の話題がほとんど扱われない事例、(B) 親・家族の存在が伺える事例、(C) 親・家族が相談プロセスに関与している事例、の3つに分けられ、親・家族が援助的に実際に関与している事例は 20.1%に達しており、また過半数の事例で親・家族の存在は肯定的に語られていた。

友人・学生の関わりは、(A) 友人・学生の話題が扱われない事例、(B) 友人・学生の存在が伺われる事例、(C) 友人・学生が相談経過に関与する事例、の3つに分けられた。友人の不在が不適応に直結している様相が示されるとともに (32.2 %)、学生間のトラブルが相談のテーマとなっている事例群も見いだされ (8.4 %)、学生間の人間関係の希薄化や事件化が懸念された。

第4章では、近年の学生相談における焦眉の課題として、「いのちに関わる諸問題 (うつ・自殺関連)」「事件性のある諸問題 (ハラスメント・各種トラブル)」「引きこもり系の諸問題 (不登校・無気力等)」の3種のテーマを設定し、それぞれについて、ある年度の全相談事例の検討から「教職員」(研究6) および「親・家族」(研究7) との連携・協働の有り様を精査することで、より総合的な支援のあり方を考察した。

カウンセラーと教職員との関与の様相について、「いのちに関わる諸問題」では、学生の危機的な状態像に鑑みて学生本位の連携・協働が可能な場合が多かったが、「事件性のある諸問題」では、来談学生が不利益を恐れて教職員の関与を躊躇する場合が多々あり、各関係者の情報の区分けに細心の注意が必要となった。「引きこもり系の諸問題」においては、教職員の紹介で始まる場合が多く、まず教職員の不安や戸惑いを受けとめることが肝要であり、学生の来談開始後も連携・協働は比較的スムーズであった。

カウンセラーと親・家族との関与の特徴としては、「いのちに関わる諸問題」「事件性のある諸問題」では、学生本人への集中的な継続面接が主となり、親・家族との面接に至る事例は少数だが、学生から親・家族に状況を話すことを勧める等により、その後の展開に備えた。

「引きこもり系の諸問題」では、まず親・家族が学生の不登校状態に気づいて相談に訪れる場合が多く、親・家族の困惑を受けとめつつ、本人への関わり方を考慮することで、8割近い事例で本人来談に至ったが、その背景には大学・教職員からの働きかけが大きかった。

別紙 1 - 2 論文審査の結果の要旨

これら計 7 つの研究成果をもとに、第 5 章では、総合考察として、学生相談における個別相談が果たす教育コミュニティへの作用と貢献について捉え直した。本研究により、関係者の関与する事例は多いことが再確認され、特に現代的な諸問題を抱える事例群において、教職員からの相談が学生本人の来談につながっており、直接の連携以外にも間接的なサポートが存在することから、学生支援の核となって機能していることが示された。また、親・家族や友人・学生は、学生との間で互いに影響し合う存在であると考えられた。関係者と連携・協働を行うこと、あるいは関係者を支援することの意義を踏まえ、「連働」という概念を提起し、個別相談面接と連働した学生支援の施策や体制を充実させる必要性を述べた。その上で、多様な連携・協働に係る事態や関与を包括した実践的統合モデルを提示した。

以上の論文内容について審査委員会は慎重に審議を行い、次のような問題点の指摘や助言がなされた。①「連働」概念をめぐる：個別相談面接からコミュニティ活動までを視野に入れ、直接・間接の多様な連携・協働的関与を含みこんだものとなっており、学生相談の意義を明確に描き出している。一方で、多義的であるとの印象も否めず、対象者、関与のあり方、目的等いくつかの次元から整理していく必要もある。②データの特徴について：本論文で扱われた相談データは主に理系大学院大学におけるベテラン相談員による実績であり、異なった大学や新人カウンセラーがこの成果を活用できるような、より具体的な連働の実際やそこに至る工夫が提示されていくとよい。③分析方法と結果について：年間総事例の分析という実践データにもとづくボトムアップ研究は評価できるが、研究 6 (教職員) と研究 7 (親・家族) で対象とした年度が異なるため、比較検討が難しい。総合考察におけるコミュニティとの連働に関する提言は重要ではあるが、7 つの研究からの知見とは言い難い。

これらは申請者においても十分認識されており、今後研究を継続する中で、さらに詳細な検討と整理を行う予定である旨の説明がなされた。以上の点を含め本論文は、学生相談の理論と実践の発展に大いに寄与する研究であると判断された。

よって、審査委員は全員一致して、本論文を博士(心理学)の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。